環境大臣 細野豪志 様

コウモリの会 会長 山本輝正

〒249-0001 神奈川県逗子市久木 8-20-3

Tel/Fax 046-873-3677

E-mail: mizunobat@***.**.jp

風力発電施設建設に際してのコウモリ類保全の要望

貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

われわれコウモリの会は、コウモリ類の調査研究と保護・啓発を目的に平成4年に発足した、現在、会員数385名の組織です。標記の要望をいたしますので、ご対応お願いいたします。

風力発電施設の導入に伴い、欧米ではコウモリの大量衝突死 (バット・ストライク) が問題となっており、 回避に向けての環境調査が行われています。日本での調査事例そのものは少ないものの、貴省の報告書(環境省,2010*1)によるとアブラコウモリ5頭の衝突事例が、電源開発株式会社による事後調査報告書(2011)によると福島の布引風力発電施設でコウモリ類33頭の大量衝突死が報告されています。これらの事実は適切な事後調査が行われていれば、他の風力発電施設においてもバット・ストライクが確認される可能性を示しており、風力発電施設建設に際してはコウモリ類の生態に配慮した適切な環境影響評価が必要であると思われます。
***: 環境省自然環境局野生生物課 2010. 平成21年度風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書。

国内に生息するコウモリ類の多くは貴省の作成したレッドリストに掲載されている種ですが、国外・国内の事例から鑑みまして、風力発電施設がコウモリ類の地域個体群に与える影響は高いと考えられます。さらに国内では、今後多くの風力発電施設の建設が予定されており、コウモリ類の衝突事故の増加が懸念されます。

平成24年10月1日に「環境影響評価法施行令の一部改正」が施行され、風力発電施設建設は環境アセスメントの対象となります。今後の風力発電施設建設におけるコウモリ類等への影響評価は、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省,2011)」に準じるものと思われますが、この手引書では「はじめに」に、「鳥類(特に渡り鳥)とコウモリ類の保護の観点から、環境影響評価等の実施のポイントと、その際に配慮すべき各種知見・資料、防止策等をとりまとめた。」と書かれているにもかかわらず、コウモリ類については「その他の配慮が望ましい事項」として海外の事例を紹介し、「事前調査で専門家に聞き取りをし、主要ねぐらや移動経路の存在が予測されるかどうかを確認することが望まれる」と書かれているのみで、具体的な調査手法についての記載はなく不十分です。

よって、以下の2点を要望いたします。

1) 風力発電に関する検討会にコウモリ類の専門家を参加させてください

国内・国外の事例から、コウモリ類が風力発電施設によって影響を受けていることは明らかです。これまで 開催されてきた風力発電に関する検討会の委員には鳥類の専門家は多数参加していますが、コウモリ類の専 門家は入っていません。今後、風力発電に関する検討会等を開催する際にはコウモリ類の専門家を委員に入れるよう要望いたします。

2) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を改訂してください

前述の通り、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」はコウモリ類に関する記述がほとんどなくて不十分です。よって、コウモリについて以下の4点を調査するよう、新たな手引書を作成し、国内において、科学的で有効なコウモリ類の調査方法の検討を行ってください。

1. 高空の利用状況調査

近年の風車は大型化しており、ブレード (回転翼) の半径が 40m、ナセル (回転軸) までの地上高が 80m 近く、したがってブレードの最高点は 120m 近くになります。コウモリ類はブレードに直接衝突するか、ブレードが回転する際の気流に巻き込まれて死亡することが指摘されています。バット・ストライクを予測するためには、風車のブレードの回転範囲 (高空) におけるコウモリ類の利用状況が必要ですので、地上部だけでなく高空の利用状況も調査するように事業者を指導してください。

なお、国外の事例では、コウモリの出す超音波を高度別に終夜記録し、後日、時期別・高度別に飛翔頻度を解析する方法が行われています。

2. 捕獲調查

日本国内においては、コウモリの発する超音波音声によるコウモリの種判別の方法は確立していないため、音声分析だけではコウモリ相の確認はできません。したがって、対象事業区域内に生息 (利用) しているコウモリ類を把握するために捕獲調査を行うように事業者を指導してください。

3. ねぐら調査

風車近くにコウモリのねぐらがある場合、バット・ストライクのリスクは増加します。対象事業区域及び その周辺における、コウモリのねぐらの位置、利用種、個体数を把握するよう、事業者を指導してください。

4. 事後調査(死体探索調査)

工事中および工事完了後にコウモリ類への影響を把握するため、事後調査を行うよう記載して下さい。事後 調査は上記200を実施するともに、稼働後はバット・ストライクが実際に起こっているか、死体を探索する ことによって検証するよう記載してください。また、バット・ストライクが起きている場合は、コウモリ類 の活動時間帯の稼働を停止するなどの保全策を実施するよう記載してください。

なお、前述の「手引き」にも紹介されている「風力発電のための環境影響評価マニュアル」(独立行政法 人新エネルギー・産業技術総合開発機構発行)につきましても、コウモリ類の調査手法の記述内容が大変不 十分なため、同機構ならびに管轄省庁である経済産業省へ、内容の改訂を求める意見書を提出する予定です。

業務ご多用の折、恐縮ですが、平成24年9月10日でに、以上の点についてご回答くださいますようお願いいたします。 貴省が上記要望に対して前向きに検討くださる場合、本会は協力を惜しみません。

なお、この要望書及び回答につきましては本会のホームページ http://www.bscj.net に掲載するとともに 関連のメーリングリストに配信する予定です。